1　登録番号　第31763号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresh22403
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31770号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi22699
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31771号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bresi22984
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31772号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　Bre19FB011
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
Breier Haim Ilan
Bnei Zion 6091000, Israel

1　登録番号　第31773号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　NATaway
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SB TALEE DE COLOMBIA SAS
Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia

1　登録番号　第31775号
2　登録年月日　令和８年６月12日
3　農林水産植物の種類
Dianthus caryophyllus L.
4　登録品種の名称　NATelany
5　品種登録者の氏名又は名称及び住所又は居所
SB TALEE DE COLOMBIA SAS
Cl 95 71 31 To 4 Ap 1401, Bogota, D.C., Colombia

○農林水産省告示第千六百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年十一月九日

農林水産大臣　武部　新

一　保安林の所在場所　岐阜県下呂市金山町戸部字ヨマセ一五六七、一五六八の一、一五七〇の一、一五七一の一、一五九八、一六〇〇

二　指定の目的　水源の涵養

三　(一)　指定施業要件

立木の伐採の方法

1　主伐による伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百四十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同令第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者及び指定する試験を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六条第四項並びに第七条の二第一項並びに第二項第一号及び第二号の指定する者は、令和八年熊本地震による災害に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する災害発生市町村の区域に住所を有する者とし、同令第六条第四項の指定する試験は、合格した一次試験の行われた年度の初めから二年を経過した後において最初に行われる試験とし、同令第七条の二第一項及び第二項第一号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験とし、同項第二号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験とする。

○経済産業省告示第百四十八号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第七条の二第二項第一号及び第二号の規定に基づき、同令第七条の二第二項第一号及び第二号の指定する者及び指定する試験を次のように定め、公布の日から施行する。

令和八年十一月九日

経済産業大臣　赤澤　亮正

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第七条の二第二項第一号及び第二号の指定する者は、令和八年八月三十日に福井大学文京キャンパス会場において行うこととされていた第三種電気主任技術者免状に係る電気主任技術者試験の受験願書を提出し受理され、当該試験に代えて行われた試験の申請をしなかった者とし、同項第一号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において最初に行われる試験とし、同項第二号の指定する試験は、合格した一次試験が行われた年度の初めから三年を経過した後において二回目に行われる試験とする。

○国土交通省告示第千三百三十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十一月九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和八年十一月九日

国土交通大臣　井林　辰憲

路線名　第二東海自動車道横浜名古屋線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
		（メートル）	（メートル）
静岡市清水区宍原字大沢三〇〇八番三地先から同市葵区飯間字宮沢一一五〇番九まで	前	最小　五八一	三七〇五八
	後	最小　二四	
藤枝市岡部町桂島字朝比奈山本沢二一〇八番二から同市谷稲葉字大沢一六四三番六まで	前	最小　四八	一〇〇四三
	後	最小　四七三	
島田市大草字上反方九一〇番二六から同市相賀字室谷四七番一三二まで	前	最大　二一五	四四三五
	後	最小　三九	
		最大　二一五	
		最小　三九	